

広報こうさ 号外 第1報

令和7年8月22日（金）発行
発行：甲佐町
TEL 096-234-1111（代表）



町公式HP

8月10日（日）からの豪雨による災害に関する支援制度のお知らせ

8月10日（日）からの記録的な豪雨の影響で、町内各所で土砂崩れや床上・下浸水などの被害が発生しました。これに伴い、被災された方の今後の生活再建に向けての支援制度について集約した本紙を、『広報こうさ号外』として発行します。

町長から町民の皆さんへ

このたびの豪雨により、残念ながら尊い命を失われた皆様には心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。住まいや仕事、日常生活のあらゆる場面で大きな不安とご心痛を抱えておられることと存じます。日々の困難の中で耐え抜いておられる皆様に心からお見舞いと感謝の気持ちを申し上げます。また、各地の関係各所から多くのご支援をいただいていることに、改めて感謝を申し上げます。

現在、町では町民の皆様の1日でも早い生活再建のため、災害対策本部を核として各種支援について町職員一丸となって進めているところでございます。町民の皆様に寄り添った支援が早急にお示しできるよう今後も全力で取り組んでまいります。

令和7年8月22日 甲佐町長 甲斐 高士

【！重要！】被災者の皆様へ

「災害救助法」などの災害関係の支援を受けるためには、「り災証明書」が必要です。また、被災した住家などを片付けてしまう前に必ず写真で被災状況を残しておくことが重要です。

災害支援制度総合案内窓口

今回の豪雨で被災された方の今後の生活再建に向けた総合案内窓口を設置しています。

▶相談開始日

8月25日（月）

※土日、祝日を除きますが、8月30日（土）・31日（日）、9月6日（土）・7日（日）は受け付けを行います。

▶相談時間

午前9時～11時30分、午後1時30分～午後5時

▶場所

町生涯学習センター（町役場内）

ギャラリーモール内相談ブース

▶お問い合わせ先（窓口直通番号）

☎096-234-1117

町内の道路状況について

大雨の影響により町内の多くの道路が被災し、通行止めなどが生じています。通行可能な箇所でも、落石等の危険性が高い場合もありますので、通行には十分注意してください。

▶お問い合わせ先

町建設課 ☎096-234-1183

令和7年8月豪雨に伴う通行止め状況▶

（町公式ウェブサイト）



医療機関等を受診する被災者の方へ

「マイナ保険証」や「資格確認書」、「公費負担手帳」等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、医療機関等で、各制度の対象者であることを申し出て、氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより、受診できます。

また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

▶お問い合わせ先

町住民生活課 ☎096-234-1113

被災者生活再建にむけた各種支援制度については、次ページ以降をご覧ください。→

目次

No.	支援内容	ページ
1	災害ごみ (担当：環境衛生課 234-1169)	1
2	浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布） (担当：環境衛生課 234-1169 健康推進課 235-8711)	2
3	り災証明書の申請 (担当：税務課 234-1112)	3
4	住家の被害に伴う住まい再建の意向調査 (担当：住民生活課 234-1113)	4.5
5	住宅応急修理 (担当：建設課 234-1183)	6
6	災害ボランティアの派遣 (申込先：甲佐町社会福祉協議会 234-1192) (担当：福祉課 234-1114)	7
7	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅） (担当：福祉課 234-1114)	8
8	小・中学校における学用品の給付 (担当：学校教育課 234-0102)	9
9	相談 (法律等相談、心配ごと相談、消費生活相談、こころの健康相談) (担当：福祉課 234-1114)	10.11
10	災害サポート・レンタカー 「くるま、無料でお貸しします」(日本カーシェアリング協会) (申込先：一般社団法人日本カーシェアリング協会 050-5799-4740)	12.13
11	被災した歴史資料（古い資料）の取扱い (連絡先：熊本県・文化課 333-2707) (担当：社会教育課)	14

今回の内容は急ぎ被災された皆さまへお知らせする必要があるものを掲載しています。
今後、被災された方々に向けた各種支援制度が設けられた場合、速やかに皆様方にお知らせいたします。

1 災害ごみ

担当：環境衛生課 234-1169

今回の豪雨災害により使用できなくなった家財等を仮置き場に持ち込めます。

1-1 受入場所（仮置き場）

旧白旗グラウンド （甲佐町大字早川2 1 0 0 番地2）

1-2 開設期間 及び 開設時間

令和7年8月12日（火）～9月12日（金）※土日祝日を除く

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

※ただし、8月23日（土）・24日（日）は、仮置き場を開設します。

1-3 受入れるごみ

- ① 燃えるごみ ② ガラス類 ③ 金属類 ④ 木くず
- ⑤ 粗大ごみ ⑥ 家電 ⑦ タタミ
- ⑧ 土のう（土のう袋に入れられた流入土砂）

※ 災害により土のう袋が必要な方には、建設課窓口で配布します。

1-4 留意事項

- ・ 上記の品目ごとに分別してください。車に積込む時から分別しておくことで、仮置き場で荷下ろしする時間を大幅に短縮することができます。
- ・ 持ち込んだごみは各自で下ろしていただきます。
- ・ 冷蔵庫は中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・ ブルーシート等で輸送中にごみが飛散しないようにしてください。
- ・ 甲佐町以外からの受け入れを防止するため、集積所にて免許証を提示してください。

<持ち込みできないごみ>

- 普段の生活で排出された「可燃ごみ」・「資源ごみ」（空缶、びん、ペットボトル等）（通常のごみ収集日にごみステーション・リサイクルステーションへ出してください。）
- 甲佐町以外で発生したごみ
- 産業廃棄物（事業活動によって排出される廃棄物）

2 浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布）

担当：環境衛生課 234-1169

担当：健康推進課 235-8711

今回の豪雨災害により住家が床上浸水した場合に使用する消毒液の配布を行っています。

2-1 対象者

住家が床上浸水した世帯で、消毒液の入手困難な方

2-2 配布品、配布場所 及び 配布時間

消毒品名	配布場所	配布時間
・次亜塩素酸ナトリウム	甲佐町水道管理センター (環境衛生課) 甲佐町大字有安 701 甲佐町町民センター 甲佐町大字糸田 9-1	午前 9 時～午後 5 時 (土日、祝日を除く)
・アルコール(70%以上) 除菌剤 または 逆性石けん	甲佐町総合保健福祉センター (健康推進課) 甲佐町大字豊内 619	午前 9 時～午後 5 時 (土日、祝日を除く)

※来所の際は、ペットボトル(500ml)の空き容器(中を洗浄し、乾燥したもの)をご持参ください。

※8月23日(土)及び8月24日(日)は午前8時30分から正午まで、町総合保健福祉センターで消毒品の配布を行います。

2-3 感染症対策

- ・浸水した家屋は、まず初めに清掃と乾燥させることが重要です。また、家屋の清掃により、感染症を発症する恐れもあるため、ご注意ください。
- ・清掃時の注意事項
 - ・ドアと窓をあけて、しっかり換気
 - ・汚泥は取り除き、しっかり乾燥
 - ・清掃中のケガ予防に手袋を着用
 - ・ほこりを吸わないようにマスクを着用
 - ・清掃が終わったらしっかり手洗い

※家屋の清掃後において、消毒にご心配の方は町環境衛生課にご連絡ください。別途、消毒液の追加配布または消毒等の実施を予定しております。

3 り災証明書の申請

担当：税務課 234-1112

「り災証明書」は、今回の豪雨により居住する家屋等に被害(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊)を受けたことを、町が証明するものです。

この「り災証明書」は、住宅の応急修理など、各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

3-1 対象者

① 甲佐町の家屋等に居住する世帯者(賃貸者含む)

※木造家屋、軽量鉄骨造家屋が対象です。

軽量鉄骨造以外の非木造については準備次第お知らせします。

3-2 持参していただくもの

- ・本人（世帯主、世帯員もしくは所有者）が確認できる免許証等
- ・被災状況の写真
- ・委任状（本人以外）：別紙

※調査完了後、証明書を郵送します。

3-3 受付場所・時間

【場所】甲佐町役場 生涯学習センターギャラリーモール（甲佐町大字豊内 719-4）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後5時00分

※土日祝日を除く

ただし、8月30日（土）・31日（日）・9月6日（土）・7日（日）は、受付窓口を開設します。

4 住家の被害に伴う住まい再建の意向調査

担当：住民生活課 234-1113

令和7年8月10日からの豪雨災害で著しい被害を受けた方で、住まいの再建方法及び町の公営住宅等への入居希望についてお尋ねの調査を8月15日に区長様を通じて全戸配布しています。

被害を受けた住家における生活が困難な方、修繕などのために仮住まいが必要な方におかれましては、配布しました調査票にご記載いただきご提出をお願いいたします。

4-1 調査目的

令和7年8月10日からの豪雨災害により住家に被害を受けた方の現在の住まいの状況や今後の意向を調査し、民間賃貸住宅や町営住宅等への一時入居、その他の住まいの再建支援策の検討資料とするため。

4-2 調査対象者

被害を受けた住家での生活が困難な方（修繕や泥上げなどの間の仮住まいが必要な方）

4-3 調査内容

被害住家の再建の方法について、次の項目について、次のページ「住家の意向調査」のとおりお尋ねします。

- (1) 住家家屋の被害状況
- (2) 住家の修理や建築、民間や町営の賃貸住宅等への入居
- (3) 住家の修繕などに必要な仮住まい、期間
- (4) 家族構成、ペットの有無 など

※「住家の意向調査」は、別紙を切り取ってお使いください。

4-4 提出場所・時間

住民生活課（役場庁舎1階）（甲佐町大字豊内719-4）

※ご心配な方は、住民生活課までお電話ください。

4-5 その他

- ・この調査で町営住宅等への入居が決定するものではありません。ご了承ください。
- ・町営住宅は、住家の修繕など一時的な入居が必要な場合、あらかじめ期限を決めた短期間の入居は可能です。（短期間の入居でもクーラーなどはご自身で負担いただきます。ただし、町営住宅の数には限りがあります。）
- ・町営住宅等への永続的な入居の希望でも調査票をご提出ください。なお、入居を保証するものではありません。

【参考】 住家の意向調査

1、住家の被害の状況

()

2、住まいの再建の予定(ご意向)(当てはまる項目すべてにチェックをお願いします。)

☐	☐ 住家を修繕する・新築する
☐	☐ 民間の賃貸住宅に入居
☐	☐ 親戚や身内と同居
☐	☐ 町の公営住宅等に入居、 その他()

3、修繕や建て替えなどのために仮住まいが必要な場合、その入居期間

()週間・()カ月・1年・その他()

4、入居が必要な方

世帯主の氏名	住所	同居の方お名前 (障がいのある方に○)	人数
	大字		

5、避難している方は現在の避難先

()

6、障がいがある方は、どのような障がいですか？

ない ・ ある ()

7、ペット

いない ・ いる (犬 ・ 猫 ・ その他())

8、電話番号

(回答者:)

(避難先:)

5 住宅応急修理

担当：建設課 234-1183

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、市町村が応急的な修理を行い（市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う）、元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

5－1 対象者（以下の全ての要件を満たす方（世帯））

- ① 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- ② そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態。
- ③ 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

5－2 対象となる修理

住宅の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。 ※内装に関するもの、家電製品は原則として対象となりません。

5－3 上限額

住宅の応急修理のため支出できる費用は以下の通りです。

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯 | 739,000 円以内（消費税込み） |
| (2) 準半壊の被害を受けた世帯 | 358,000 円以内（消費税込み） |

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯当たりの額以内になります。

5－4 持参していただくもの

- ①修理申込書 ②り災証明書 ③修理見積書 ④施工前の被災状況がわかる写真

※修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前に下記の窓口にご相談ください。

5－5 申込期間・受付場所・時間

【申込】令和7年8月25日（月）から

【場所】甲佐町役場 生涯学習センターギャラリーモール（甲佐町大字豊内 719-4）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分
（午後）午後1時30分～午後5時00分

※土日祝日を除く

ただし、8月30日（土）・31日（日）・9月6日（土）・7日（日）は窓口を開設します。

6 災害ボランティアの派遣

担当：福祉課 234-1114

申込先：甲佐町社会福祉協議会 234-1192

今回の豪雨災害により被害を受けた家屋内外の片付けなどをお手伝いします。

6－1 対象者（以下の要件のいずれも満たす方）

- ・ 甲佐町内で災害により住居等に被害を受けた方
- ・ 主に自力での片付けが困難な世帯（高齢者のみの世帯や障がい者のいる世帯 等）

6－2 主な支援内容

- ・ 家屋内の片付け、清掃、家具の移動、搬出
- ・ 家屋内外に流入した土砂の撤去
- ・ 災害ごみ仮置き場への搬送 など

6－3 ボランティアの依頼方法

甲佐町災害ボランティアセンターに、電話か来所にてお申し込みください。

6－4 受付時間

平日 午前8時30分から午後4時30分まで

※ただし、8月23日（土）・24日（日）は、受付いたしません。

6－5 ボランティア派遣依頼先

甲佐町災害ボランティアセンター（甲佐町社会福祉協議会内）

住 所：甲佐町大字岩下24番地

電話番号：096－234－1192

6－6 注意事項

- ・ 専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があります。あることをご了承ください。
- ・ 活動日には立ち会いをお願いします。
- ・ 甲佐町災害ボランティアセンターには右のQRコードからアクセス可能です。



7 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

担当：福祉課 234-1114

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅（アパート等）を借り上げて提供し、一時的な居住の安定を図るものです。

7-1 対象者（以下の1～3の要件を全て満たす方（世帯））

- 1 災害発生の日時点において、甲佐町に居住する方
- 2 今回の災害により、次の要件のいずれかを満たす方
 - ① 住家が「全壊」又は「流失」し、居住する住宅がない方
 - ② 住家が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
 - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町長が認める方
 - ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えると見込まれる方
- 3 他に居住できる住宅がなく、自らの資力では、住宅を確保することができない方（持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと。）

7-2 入居期間

最長2年

※元の住宅が借家又は公営住宅に入居していた方は入居から1年、応急修理制度を利用する場合は応急修理を申し込んだ日から原則6か月以内となります。

7-3 入居物件

入居を希望する方が、不動産事業者（仲介業者）に連絡し、貸主から賃貸型応急住宅とすることに合意を得た上で、入居希望物件を選定してください。

7-4 家賃条件（上限）

・1人（単身）の世帯	5.5万円以内	・2人の世帯	6.5万円以内
・3人～4人以下の世帯	8.5万円以内	・5人以上の世帯	13万円以内

7-5 申込手続き

相談窓口（役場災害関係総合窓口）で関係書類（申込書等）を受け取ってください。

7-6 受付場所・時間

【受付】令和7年8月25日（月）から

【場所】甲佐町役場 生涯学習センターギャラリーモール
（甲佐町大字豊内719-4）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分
（午後）午後1時30分～午後5時00分

※土日祝日を除く。

ただし、8月30日（土）・31日（日）・9月6日（土）・7日（日）は窓口を開設します。

詳細はQRコード
でもご確認いた
だけます→



8 小・中学校における学用品の給付

担当：学校教育課 234-0102

災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある被災児童、生徒等に対して必要な学用品の給与を行うものです。

8－1 対象者

災害により住家の全壊、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷したことで、使用することができない、就学上支障のある児童生徒。

※高等学校等は、在籍している学校にお問い合わせください。

8－2 対象品目

- 1 教科書、正規の教材
- 2 学用品（文房具、通学用品・・・ノート、鉛筆、リコーダー、体操着等）

※教科書以外の学用品には上限額があり、現物支給となります。

8－3 申込期間

令和7年8月22日（金）から令和7年9月10日（水）まで ※土日祝日を除く

8－4 持参していただくもの

り災証明書（準半壊以上のもの）

8－5 受付場所

甲佐町役場 学校教育課（甲佐町大字豊内 719 番地 4）

9 相談

担当：福祉課 234-1114

9-1 法律・人権・行政相談の開催日・会場

町では、町民の生活における不安や心配ごとの解消・解決を目的として、法律・人権・行政相談を実施しています。

開催日時 月に1回（原則として第1月曜日）、午前9時から正午まで

相談会場 甲佐町町民センター（甲佐町大字糸田9番地1）

9-2 心配ごと相談

町では、町民の生活における不安や心配ごとの解消・解決を目的として、心配ごと相談を実施しています。

開催日時 月に1回（原則として第3月曜日）、午前9時から正午まで

相談会場 甲佐町町民センター（甲佐町大字糸田9番地1）

9-3 消費生活相談

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。また、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談を受け付けています。

甲佐町での開催は毎週木曜日ですが、郡内の4町の会場でも相談できます。

開催日時 月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始を除く）

午前9時から午後4時まで（正午～午後1時を除く）

・相談会場

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
益城町役場	御船町会場	嘉島町会場	甲佐町会場	山都町会場
益城町役場 2階相談室E 消費生活相談室 096-286-3210	御船町役場 分庁舎2階 小会議室 096-282-1226	嘉島町役場 庁舎内相談室 096-237-1112	老人いこいの家 ボランティア室 096-234-3223	山都町役場 1階相談室 0967-72-3133

9 - 4 こころの健康相談

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、電話や SNS にて受け付けております。

機関名	連絡先	受付時間
こころの健康相談電話 (熊本県精神保健福祉センター)	096-386-1166	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時～午後 4 時
よりそいホットライン	0120-279-338	年中無休、24 時間
熊本いのちの電話 (社会福祉法人 熊本いのちの電話)	096-353-4343	年中無休、24 時間
いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)	0570-783-556	毎日 午前 10 時～午後 10 時
	0120-783-556	毎日 午後 4 時～午後 9 時 毎月 10 日 午前 8 時～翌日午前 8 時
こころの悩み相談@熊本県	(LINE) @079iwxlt	月・水・金 午後 6 時～午後 10 時
こころのホットチャット	(LINE)(Twitter)(Facebook) @kokorohotshat (チャット) https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/	毎日 午後 0 時～午後 4 時 午後 5 時～午後 7 時

10 災害サポート・レンタカー

担当：一般社団法人 日本カーシェアリング協会 050-5799-4740

「くるま、無料でお貸しします」

一般社団法人日本カーシェアリング協会では令和7年8月10日からの大雨で被災された方等を対象に、日常生活や片付けなどで車両が必要な方へ無料で車両の貸出を行います。

貸出を希望される場合は、以下の予約申込先へ事前に予約申込をお願いします

(事前の予約申込がない場合、貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません)。

※申込をしていただいてから申込順での貸出調整となります。申込時点では貸出日をお伝えできないことをご了承ください。

10-1 対象者

令和7年8月10日からの大雨で被災された方・支援活動を行う団体

※被災地の事業を請け負う企業、医師から運転を止められている方、支援団体に所属していない個人のボランティアの方は対象外となります。

※支援活動を行う団体も申込可能ですが、被災者への対応が優先となります。

10-2 貸出条件

(1) 運転免許証の提示(運転する方全員分必要です。申込者以外はコピー・写真可。)

(2) 携帯電話の所有(お持ちでない場合は、下記「予約申込先」へご相談ください。)

(3) 被災の証明(被災状況のわかる写真等)

※被災を証明できるものがない場合は、下記「予約申込先」へご相談ください。

※被災した法人・団体も申込可能です

※75歳以上の方はご家族の同意が必要です。

※支援活動を行う団体は、活動実態を証明できる広報物などの提出が必要です
((3)の条件は不要です)。

10－3 貸出期間

貸出車の準備ができ次第、貸出を開始します。貸出日は個別に連絡があります。

- ・軽乗用車、普通車:長期で利用可能(1 か月毎の更新)
- ・軽トラック、軽バン:最長 3 日間(期間中何度でも利用可)

※令和 7 年 12 月 25 日までの期間となります。

10－4 貸出場所

熊本市西区役所(旧館) (熊本市西区小島 2 丁目 7-1)

※貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。事前に予約申込が必要です。

10－5 利用料金

無料

10－6 申込先

一般社団法人日本カーシェアリング協会(外部リンク)

電話番号 050-5799-4740(午前 9 時 30 分から午後 4 時 ※水曜休み)

ウェブ予約 災害サポート・レンタカーの申込先(外部リンク)

※熊本市西区役所ではご相談等お受け付けしておりませんので、誤ってお電話なさいませんようよろしくお願いいたします。

1 1 被災した歴史資料（古い資料）の取扱い

担当：社会教育課 234-2447

歴史資料は地域歴史を語る大切な宝です。被災した住宅や蔵などから、片付けの際に家に伝わる歴史資料を廃棄してしまう可能性があります。

文化財レスキュー事業は、歴史資料の廃棄について相談を受け付け、場合によっては、歴史資料の救出、応急処置、一時保管・管理し、所有者へ返却する熊本県の事業です。

1 1 - 1 歴史資料って何？

- ① 古文書・古書・巻物・掛け軸（目安：明治時代より前）
（和紙にくずした字で書かれたお手紙や冊子、巻物など）
- ② 古い生活道具や職人道具（目安：明治時代より前）
※鍛冶、農業、林業、漁業などの道具
- ③ 絵画・工芸品・彫刻などの美術工芸品（目安：明治時代より前）

1 1 - 2 相談先

※これって歴史資料？

などなんでもご相談ください。

相談先：熊本県教育庁教育総務局文化課 電話番号：096-333-2707

被災した古い資料、すてるの待って!!
その資料は、みなさんの地域の宝です!!

— 歴史資料って何!? —

- 【1】 古文書・古書・巻物・掛け軸（目安：明治時代より前）
（和紙にくずした字で書かれたお手紙や冊子、巻物など）
- 【2】 古い生活道具や職人道具（目安：明治時代より前）
※鍛冶、農業、林業、漁業などの道具
- 【3】 絵画・工芸品・彫刻などの美術工芸品（目安：明治時代より前）



家のものは歴史資料？などのご相談などはここへ！

連絡先⇒ 熊本県教育庁教育総務局文化課 電話番号：096-333-2707